最終更新日：2022年10月18日
守谷輸送機工業株式会社
守谷　貞夫
問合せ先：045-785-3111
証券コード：6226
https://moriya-elevator.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、社是として「信頼と誠実」を掲げ、持続的な成長と企業価値の向上の実現を目指して事業活動を行っておりますが、コーポレート・ガバナンスを、株主をはじめ、取引先・従業員等、全てのステークホルダーの利益を守ることであると認識し、そのために、経営の透明性、効率性及び健全性を高めることが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2④　株主総会における権利行使】
当社は、機関投資家や海外投資家の比率その他の諸条件を勘案し、現時点では議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は実施しておりません。今後は、株主構成の変化等の状況に応じて検討してまいります。

【補充原則3－1②　情報開示の充実】
現在は英語での情報の開示・提供は実施しておりませんが、外国人株主の構成割合を勘案しながら、今後検討してまいります。

【補充原則4－8③　独立社外取締役の有効な活用】
当社は支配株主を有しておりませんが、上位株主である当社役員及びその近親者等の関連当事者との取引に関しては、関連当事者取引管理規程において当該取引等の把握及び承認手続き等を定めて、当該取引等を適正に牽制する体制を構築しております。当社と関連当事者との間で開示すべき利益相反取引等はありませんが、少数株主保護の観点から、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された審議機関を設置するなど、関連当事者との利益相反取引等について監督・監視する体制の強化を検討してまいります。

【原則4－11．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役会には女性取締役や外国人取締役は在任しておりませんが、他社での経営経験を有する独立社外取締役を含む、知識・経験・能力のバランスを考慮した構成であると判断しております。
また、当社は、公認会計士等の財務・会計に関する資格を有する者を監査役として選任しておりませんが、監査役3名は金融機関の役員や他社での監査役の経験を有するなど、監査役として適切な経験・能力・知識を有しているものと判断しております。今後の取締役会・監査役会の構成については、当社の実情に応じて検討してまいります。

【補充原則4－11③　取締役会の実効性の評価】
当社は、取締役会の実効性について、その評価方法や手続きは定めておりませんが、独立社外役員の意見・要望等を取締役会の運営に反映しております。今後は、取締役会の実効性の評価・分析とその開示について検討してまいります。

【原則4－13．情報入手と支援体制】
当社は、取締役会・監査役会を支援するための専任部署や人員を設置しておりませんが、各部門が必要に応じて情報提供等を行って、取締役・監査役がその役割・責務を果たせるよう支援しております。今後の支援体制については、当社の実情に応じて検討してまいります。

【原則5－2、補充原則5－2①　経営戦略や経営計画の策定・公表】
経営計画等の策定・公表に当たっては、資本政策方針や収益力、資本効率等の目標を提示し、その実現のための事業ポートフォリオの見直しや経営資源配分の実行計画等について、経営戦略や経営計画の策定、IR活動、環境保全活動等を担う専門部署を設置するなどして、株主に一層分かりやすい説明ができるよう取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
当社では、取引先との関係強化等を目的に、投資有価証券として取引先株式の取得を行っており、当社の中長期的な起業価値の向上に資すると判断した場合について、保有していく方針です。上場株式は市場価格の変動リスクに晒されているため、定期的に時価を把握するとともに、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直すこととし、毎年、取締役会において保有の適否を検証いたします。また、株主としての利益のため、企業価値向上若しくは毀損回避を目的として、議決権を適切に行使いたします。

【原則1－7　関連当事者との取引】
当社では、関連当事者取引管理規程において関連当事者取引の把握及び承認手続き等を定めて、当該取引を適正に牽制する体制を構築しております。具体的には、全役員に関連当事者リストの作成及び当該取引等の有無に関する申告を義務付けており、また、新規に関連当事者取引等に該当する取引を行う場合は、取引条件の妥当性、当該取引の合理性等を慎重に検討した上で取締役会の承認を得ること、当該取引の実施後は取引内容を取締役会へ報告することとしております。

【補充原則2－4①　多様性の確保】
当社は、人材の多様性（ダイバーシティ）が経営や事業に変革を生み、会社の持続的な成長を確保する上で強みとなるという認識に立ち、性別や

国籍、人種、宗教、出身等に基づく一切の差別を行うことなく、成果や能力、情意等の人事評価に基づき判断して、中核人材を管理職へ登用していく方針です。
また、「女性活躍推進法」に基づき、次の行動計画を掲げております。
1．計画期間
2022年4月1日~2027年3月31日
2．目標及び取組内容
目標1　女性労働者における1つ上位の職階へ昇進する労働者の割合を15%以上とする。
【取組内容】
・2023年4月~　女性労働者の配置拡大と多様な職務経験の付与。
・2024年4月~　女性労働者の積極的・公正な育成・評価に向けた上司へのヒアリング。
目標2　労働者1人当たりの月平均残業時間を30時間以内とする。
【取組内容】
・2022年6月~　採用活動の強化を図り、欠員・増員の速やかな補充に努め、1人当たりの業務負荷を軽減する。
ライフステージに合わせて柔軟な働き方を可能とする勤務制度や仕事と育児・介護の両立に向けた支援等、多様性の確保に向けた取り組みを図るとともに、公平な処遇を実現して、それぞれの能力・活力を発揮できるような安全で働きやすい職場環境の整備に努めてまいります。

【原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社では確定拠出型の企業年金制度を採用しているためアセットオーナーではありませんが、上場企業として従業員に対して負うべき責任や従業員を含むステークホルダーへの説明責任を果たすという観点から、従業員への運用に関する教育研修の実施や運営管理業務を委託している場合には運営管理機関のモニタリング等の取り組みを考えております。

【原則3－1　情報開示の充実】
（ⅰ）経営理念や経営戦略、対処すべき課題等は有価証券報告書に開示しております。
（ⅱ）本報告書Ⅰ－1「基本的な考え方」に記載のとおりです。
（ⅲ）取締役の報酬については、本報告書Ⅱ－1「【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。
（ⅳ）業務執行取締役の選任と取締役候補の指名に当たっては、企業価値向上に貢献できるための能力や見識、人格に優れた人材を株主総会に提案する方針としており、指名・報酬委員会の答申を踏まえ「取締役選解任基準」を定めたうえで、各担当分野の経営に関する豊富な経験と高い知見の有無を総合的に判断し、取締役会で決定しております。
（ⅴ）役員の選解任理由及び役員候補の指名理由については、株主総会招集通知に開示します。

【補充原則3－1③　サステナビリティへの取組み】
当社は、サステナビリティの本質は、ステークホルダーとの対話と調和の中で社会に貢献し続けることであると考えております。「エレベーターで社会を支える。」という理念の下、安全性・快適性・利便性等の価値の提供は元より、社会課題への対応、地球環境への配慮に積極的に取り組んでおります。物流センターや倉庫、工場、研究開発拠点などの社会インフラを支える重要な機能であるエレベーターを提供する企業として、環境にやさしい優れた性能の商品の開発・製造に努め、持続可能な社会の実現に取り組んで参ります。
人的資本への投資等については、柔軟な働き方を可能とする勤務制度や仕事と育児・介護の両立に向けた支援、女性活躍推進法への対応、新人事制度の検討など、多様な人材が働きやすい就業環境の整備に取組んでおります。また、必要な人材を採用・育成することに努めており、外注先社員にも研修機会を提供するなどして、専門知識・技能を持った人材を確保しております。
知的財産への投資等については、事業戦略に基づいた技術開発を進め、特許を取得するなど知的財産の確保に取組んでおります。また、ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）を推進しており、製品やサービス、ビジネスモデル、業務そのものや組織、プロセス等における経営課題に対して積極的に取り組んで参ります。

【補充原則4－1①　取締役会の役割・責務】
当社は、法令及び定款に定められた事項並びに当社における経営上重要な事項については取締役会で決定する旨を取締役会規程において定めております。また、各取締役に対して委任する職務・権限の範囲については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程等により規定することによって、業務執行のスピードアップを図っております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、「社外役員の独立性判断基準」を定めて、独立・客観的な立場から、経営経験や専門的知見を活かした公平な助言、建設的な議論が期待できる者を社外取締役として選任することとしており、選任理由を株主総会参考資料、有価証券報告書及び本報告書等において開示しております。

【補充原則4－10①　指名委員会・報酬委員会の設置】
当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性、透明性および客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的に、取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬委員会を設置しております。委員会は独立社外取締役を過半とする取締役3名以上で構成され、取締役の選任・解任、後継者計画（育成を含む）、報酬などに関わる事項を審議し、取締役会に対して答申を行うこととしております。

【補充原則4－11①　取締役の選任に関する方針】
取締役の人数は定款で12名以内と決められており、現在は9名となっていますが、取締役会における活発な議論を行うために適正な規模であるとともに、他社での経営経験を有する独立社外取締役を含む、知識・経験・能力のバランスを考慮した構成であると判断しております。

【補充原則4－11②　取締役会の実効性確保】
当社の取締役・監査役の他の上場会社役員との兼任はありませんが、事業報告及び株主総会参考書類において重要な兼職を開示しております。
取締役会及び監査役会の出席率は各役員とも高く、また兼務先状況は合理的な範囲であると判断しており、実効性は確保されているものと考えております。

【補充原則4－11③　取締役会の実効性評価】
当社は、取締役会の実効性を高め、企業価値を向上させることを目的に、取締役会の実効性に関する分析・評価を実施しております。
1．分析・評価の方法
「取締役会の実効性に関するアンケート」を、全ての取締役（社外取締役含む）及び全ての監査役（社外監査役含む）に配布し、全員から回答を得ました。これを集計したうえで、取締役会において分析・評価を行いました。
質問事項(大項目)
1.取締役会の構成について
2.取締役会の運営について

3.取締役会の議題について
4.取締役会を支える体制について
5.その他、取締役会の運営等に関する意見
回答方法：各項目3段階又は4段階評価及びコメント（理由・改善すべき点）を記述
２．評価結果の概要
上記項目に対する回答結果を踏まえ、取締役会において審議した結果、当社取締役会は概ね適切に機能しており、取締役会の実効性は確保されているものと評価いたしました。一方、取締役会の実効性を更に高めるために、次の点を課題として認識いたしました。
・議案内容に応じた時間配分の適正化と業務執行状況の報告ポイントの明確化
・取締役会の議案説明資料を事前確認するための充分な時間の確保
・取締役のトレーニング機会の提供
３．実効性向上に向けた取り組み
当社取締役会は、上記の課題について必要な取り組みを行い適切に対応していくことで、取締役会がより高い実効性を確保できるよう努めて参ります。
また、今後も定期的に取締役会の分析・評価を実施することにより、コーポレートガバナンスの強化と中長期的な企業価値の向上を目指して参ります。

【補充原則４－14②　取締役・監査役のトレーニング】
当社は、取締役・監査役に対し、定例取締役会の機会等に、外部専門家等を招いた研修等を実施してまいります。常勤監査役は日本監査役協会が主催するセミナー等へ積極的に参加しております。
また、社外取締役・社外監査役に対しては、当社及び当社事業を取り巻く環境への理解を深めることを目的に、業務執行取締役等からの説明や見学会等の機会を提供することとしております。

【原則５－１、補充原則５－１①、補充原則５－１②　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、株主との対話には前向きに対応いたします。そのために、取締役社長やIRを担当する取締役を中心に、総務部・経理部が連携を図りながら、社外取締役等が加わった、決算説明会等での株主との建設的な対話を促進するための体制の整備・取組みを進めてまいります。
IRの活動状況は取締役会において報告して、適切に取締役や監査役との情報共有を図ります。
なお、株主との対話に際しては、インサイダー情報に言及しないよう、情報管理に留意いたします。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社Ｍ２Ｗ	5,500,000	31.73
守谷　貞夫	1,515,700	8.74
守谷　順子	1,330,000	7.67
濵　芽久実	1,100,000	6.34
戸塚　昌代	1,050,000	6.05
守谷　和香子	1,050,000	6.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	535,100	3.08
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	457,600	2.64
株式会社SBI証券	332,300	1.91
株式会社横浜銀行	290,000	1.67

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

【大株主の状況】の割合は、2022年3月末日現在の発行済株式数17,333,000株に基づき算出しております。

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	３月

業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小梶　清司	他の会社の出身者											
内田　邦彦	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小梶　清司	○	―――	金融機関での勤務や企業経営の経験を有しており、高い見識と豊富な経験を当社経営陣に対する意見表明や経営の監督に活かせるものと判断しております。また、当社と同氏の間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと判断し、独立役員に指定しております。

内田　邦彦	○	―――	弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有していることから、主としてコンプライアンス面において、当社の経営の監督に相応しい者であると判断しております。また、当社と同氏の間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって、小梶清司（委員長／独立社外取締役）、守谷貞夫（代表取締役社長）及び内田邦彦（独立社外取締役）の3名が、委員に選定されております。
委員会は、取締役会の諮問機関として以下事項について審議し、取締役会に答申する役割を担っております。
⑴ 取締役の選任・解任（株主総会決議事項）に関する事項
⑵ 代表取締役の選定・解職に関する事項
⑶ 役付取締役の選定・解職に関する事項
⑷ 取締役が受ける報酬等の方針の策定および個人別の報酬等の内容に関する事項
⑸ 取締役報酬限度額（株主総会決議事項）に関する事項
⑹ 後継者計画（育成を含む）に関する事項
⑺ その他、取締役の指名・報酬等に関する重要事項で、取締役会または指名・報酬委員会が必要と認めた事項

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、取締役及び内部監査室、各部署等から適宜業務の執行状況等を聴取し、重要な決裁文書や財務諸表等を閲覧するなどの調査を行って、取締役の業務執行の適正性及び適法性を監査しております。
内部監査については、取締役社長直属の組織として内部監査室を設置しておりますが、監査計画に基づき業務活動の適正性や効率性等を監査し、経営者への報告、改善のための提言や是正の勧告等を行っております。
監査役は、会計監査人と監査計画の交換・説明、監査結果に関する情報共有、棚卸し監査の立会等を連携して行い、監査の質的向上を図っております。また、内部監査室とは、監査計画の交換・説明、監査結果に関する情報共有、内部統制への対応等について連携して監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
垣内　晃	他の会社の出身者													
脇阪　守	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
垣内　晃	○	―――	郵政省（現日本郵政㈱）における長年にわたるキャリアや事業会社における監査役等の経験を有し、豊富な経験と見識を当社の監査に活かせるものと判断しております。また、同氏は当社株式5,000株を所有しておりますが、当社と同氏の間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと判断し、独立役員に指定しております。
脇阪　守	○	―――	上場企業におけるコンプライアンス担当役員等の経験を有し、豊富な経験と専門的な知見を当社の監査に活かせるものと判断しております。また、同氏は当社株式5,000株を所有しておりますが、当社と同氏の間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

経営参画意識やモチベーションの向上及び財産形成の一助等を目的に、税制適格ストックオプションを取締役及び幹部社員に付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与状況は以下のとおりです。
発行年月日：2021年3月26日
保有人数及び新株予約権の個数：社内取締役及び当社幹部社員19名、770個
目的となる株式の種類及び株式の数：普通株式 385,000 株

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、事業報告において報酬等の総額及び対象となる取締役の員数を開示しております。
具体的な内容としましては、取締役の報酬限度額を、2021年3月15日開催の臨時株主総会において年額4億2,000万円以内（決議時点の員数9名）と決議しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1．基本方針
当社の取締役の報酬は、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう当社の業績とも連動した報酬体系とし、各取締役の役位や職責、業績等を踏まえた固定報酬としての「基本報酬」及び「業績連動報酬」、並びに役位や在任年数、功績等を勘案して決定される「退職慰労金」から構成され、いずれも金銭によるものとしております。
なお、社外取締役につきましては、その役割と独立性の観点から固定報酬としての基本報酬のみとしております。

2．基本報酬の額またはその算定方法の決定方針
取締役（社外取締役を除く。）の基本報酬につきましては、既往実績や他社水準、当社社員の給与水準等を勘案し、役位ごとに報酬額に一定の幅を持たせる「報酬レンジ」を設定したうえで、当該レンジの範囲内で職責や遂行能力、担当業務等に応じて決定いたします。
社外取締役の基本報酬につきましては、その果たす役割や世間水準等を総合的に勘案して決定いたします。

3．業績連動報酬の額の算定方法の決定方針
「当期純利益」の一定割合を業績連動報酬の総額の上限としたうえで、業績評価の指標としましては、本業の収益力を端的に示す「償却前営業利益」を用います。当該利益の対目標比および対前年実績比から算出される業績連動係数（変動幅は50%～150%）をベースに業績連動報酬の基準額を算定し、その結果につきましては、社員賞与や他社動向等とのバランスを考慮し一定の範囲で調整出来るものとしております。なお、各取締役への配分額決定にあたっては、取締役個人の貢献に報いるため、個人評価を反映出来る仕組みを導入し、一定の範囲で個々の基準額を調整するものとしております。

4．報酬等の種類ごとの割合の決定方針
基本報酬と業績連動報酬の割合は、各々の報酬の性格ならびに事業環境等を勘案しながら役位に順じて決定するものとしており、そのおよその目安は、8：2～7：3の範囲（業績評価が100%の場合）としております。なお、退職慰労金については、その性質から報酬に占める割合は定めないものとしております。

5．報酬等の決定の委任に関する事項
各取締役の基本報酬額および業績連動報酬額について、取締役会はその決議により、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の活動内容・担当職務・貢献度等の評価を行うに最適と認められる代表取締役社長に、株主総会の決議による報酬額の枠内において、取締役会の決定した方針に則し決定するよう委任いたします。指名・報酬委員会は、その決定プロセスおよび結果等について、決定方針等との整合性を照合し、委任された権限が適切に行使されていることを確認いたします。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役をサポートする専任の部署や人員は配置しておりませんが、総務部、経理部及び内部監査室等が情報提供等を行って、その役割・責務を果たせるよう支援しております。重要な事項等が発生した場合は、管理本部担当取締役より社外取締役及び社外監査役に対し、報告、説明を行うこととし、また、独立役員は他の役員と連携を密にとることにより会社情報を共有しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社における企業統治の体制としては、取締役会・監査役会制度を採用しており、経営の効率性を維持しつつ監督機能の実効性を高めるべく、取締役会、監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。
取締役会及び監査役会は毎月1回以上開催し、取締役会には社外取締役及び監査役が出席して経営監視機能を果たしております。
さらに経営の客観性・透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を委員長とする任意の「指名・報酬委員会」を設置し、取締役の選解任、指名及び後継者計画等に関する審議・答申を行っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記記載の体制が当社の経営に適合し、コーポレート・ガバナンスが最も有効に機能すると判断したため、現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、招集通知を法令の定めよりも早い時期に発送するよう努めます。
集中日を回避した株主総会の設定	株主との建設的な対話の充実を図り、より多くの株主が株主総会に出席できるよう、総会集中日を避けた開催に加え、適切な会場の選択等、総合的な対応に努めます。
電磁的方法による議決権の行使	2022年6月29日開催の株主総会から、導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現在は実施しておりませんが、今後は状況に応じて検討する予定です。
招集通知（要約）の英文での提供	現在は実施しておりませんが、外国人株主の構成割合を勘案しながら、今後検討する予定です。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	基本方針、情報開示の基準及び沈黙期間等を定めたディスクロージャーポリシーを制定しており、当社ホームページに公表することを予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	取締役社長、常務取締役によるWeb説明会を実施しており、説明資料及び説明会動画を当社ホームページで開示しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	取締役社長、常務取締役によるWeb説明会を実施しており、説明資料及び説明会動画を当社ホームページで開示しております。	あり

海外投資家向けに定期的説明会を開催	現在は実施しておりませんが、今後は状況に応じて検討する予定です。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書（有価証券届出書）、ニュースリリース（適時開示情報、PR情報）、決算説明会資料・動画等を当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部経営企画室が担当部署となり、取締役社長、IR担当取締役を補佐します。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程として「企業行動規範」を制定して、株主や取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーの立場を尊重することを定めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、事業活動を通じて豊かな社会と環境保全の両立に寄与していくため、環境にやさしい優れた性能の商品の開発・製造に努めるとともに、日常業務の中で一人ひとりが「ムリ・ムダ・ムラ」をなくして省資源・省エネルギーを徹底し、環境にやさしい職場を目指しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	社内規程である「企業行動規範」において、誠実かつ健全な企業経営を継続するとともに、適切なタイミングで正確かつ十分な情報開示を行うことで説明責任を果たすことを基本方針として定めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、原則として取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び取締役会規程等の社内規程に基づき、会社の重要な業務執行の決定、社長の選定及び解職を行うほか、取締役の職務の執行を監督している。
また、組織の構成と各組織の所掌業務及び権限を定める組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程を策定し、各職位の責任・権限や業務を明確にし、権限の範囲内で迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行っている。

(b) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、企業倫理・法令遵守の姿勢を明確にするため、社長直轄のリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス、リスク管理等に関わる基本方針の審議ならびに管理統括をしている。
リスク管理規程を制定し、取締役及び使用人が法令・定款及び当社の基本方針を遵守した行動をとるための「経営理念」を定め、社長が繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることにより、倫理をもって行動し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底している。
内部監査室は、コンプライアンスの遵守状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告される。
法令・定款上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供・相談を行う手段として内部通報窓口を設置するとともに当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する内部通報制度規程を制定している。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、原則として、従業員から部門長へ行う報告から日々の問題点やクレーム等の対応を確認し、部門長がリスクにつながる事項を発見した場合、ただちに社長または取締役に報告を行うことでリスクを確認し、事前防止を図っている。また、リスク管理規程等の社内規程に基づき、リスク管理を推進するために組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応を総務部が担当し、情報セキュリティ基本方針を定め、規程類とともに、取締役及び使用人全員に提示し周知徹底を図っている。

(d) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、法令及び取締役会規程の定めに従い取締役会を原則として毎月1回開催し、取締役の執行に係る取締役会の議事録を作成し、適切に保管・管理している。各部署の業務遂行に伴い決裁権限基準表に従い決裁される案件は、稟議書によって決裁し、適切に保管・管理している。また、情報セキュリティ基本方針に従い、情報の適切な保管・管理を徹底し、情報の漏えいや不適切な利用を防止する。

(e) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制
子会社は、「子会社管理規程」に定める協議承認事項・報告事項については、当社へ報告し、承認を求めるとともに、定期的に業務進捗情報の報告を実施し、経営管理情報・危機管理情報の共有を図りながら、業務執行体制の適正を確保している。
子会社は、業務執行については「決裁権限基準表」等の規程によって、それぞれの権限を定めて職務の効率化を図っている。
当社内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を実施し、監査の結果は当社の代表取締役社長に報告を行う。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

(g) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役から、監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないものとしている。

(h) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他のへの報告に関する体制
監査役は、会社の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けている。
取締役及び使用人は、会社に重要な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役及び使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に遅滞なく報告している。

(i) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社の財務報告の信頼性確保のため、社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、社内規程及び関係法令等との適合性を確保する。また、法令等に定める情報の開示について適切な開示のための体制を整備する。

(j) 反社会的勢力排除に向けた体制
当社は、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」及び「反社会的勢力対応規程」を制定し、その中で反社会的勢力への対応を定めており、事業活動を行う際は、法令や社会規範を遵守し、社会秩序や健全な事業活動を阻害する個人、団体とは関わりを持たないことを基本的な考え方としている。
この基本的な考え方に基づき、組織としての対応を心掛けるとともに、顧問弁護士等との連携を密にし、反社会的勢力に関する情報共有を行い、関係を遮断排除している。

(k) その他監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、内部監査室と内部監査計画について協議するとともに、内部監査結果や指摘事項等について意見交換を行い、常に連携を密にしている。また、代表取締役社長との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っている。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとの方針の下、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」及び「反社会的勢力対応規程」を制定して反社会的勢力への対応を定め、社内会議等においてその内容の周知徹底を図っているほか、神奈川県暴力追放推進センターの賛助会員に加入して情報収集を行い、社内で情報共有を図っております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【模式図(参考資料)】

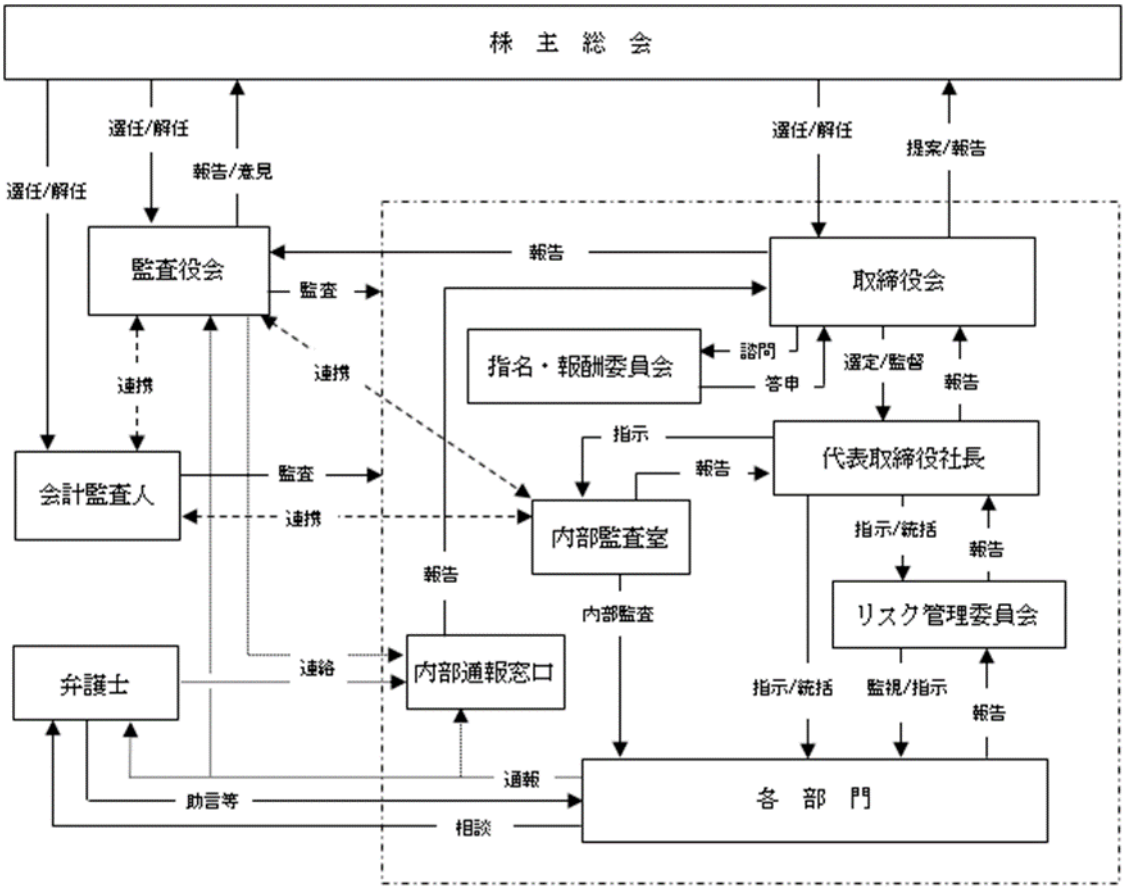
株 主 総 会
選任/解任
報告/意見
選任/解任
選任/解任
提案/報告
監査役会
報告
取締役会
監査
指名・報酬委員会
諮問
答申
選定/監督
報告
連携
連携
連携
指示
代表取締役社長
会計監査人
監査
報告
連携
内部監査室
指示/統括
報告
報告
リスク管理委員会
内部監査
弁護士
連絡
内部通報窓口
指示/統括
監視/指示
報告
通報
助言等
相談
各 部 門

【適時開示体制の概要（模式図)】

〔当社に係る決定事実・決算に関する情報、その他の情報等〕

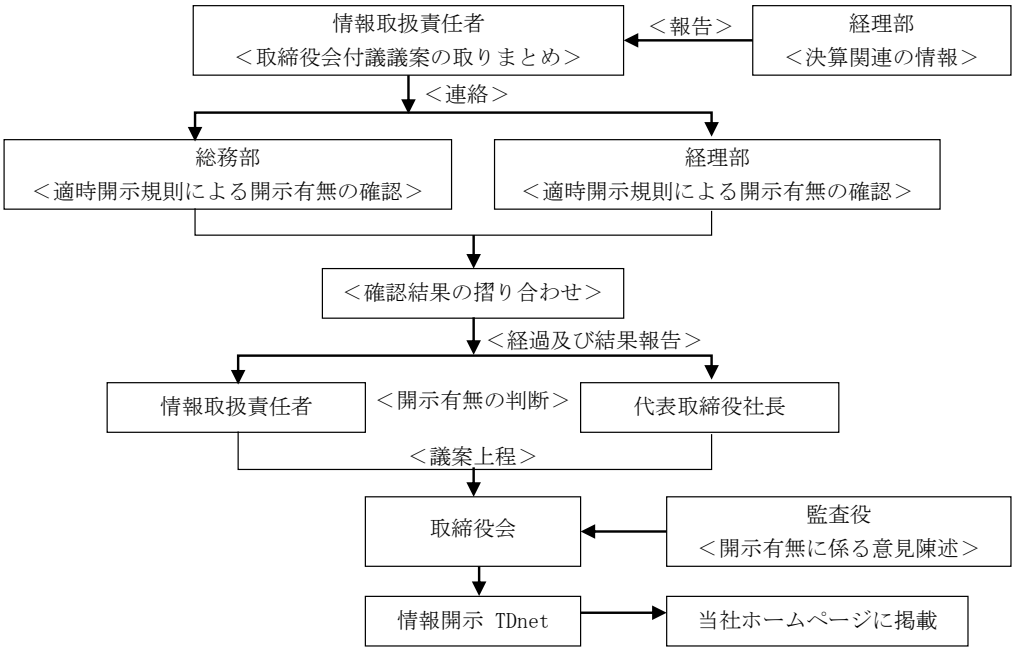

〔当社に係る発生事実に関する情報、その他の情報等〕

